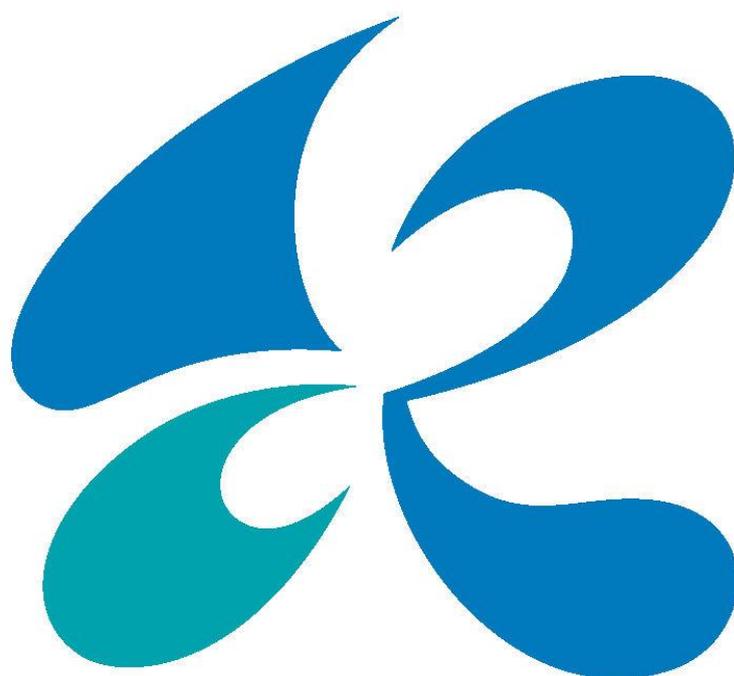


紀の川市空家等対策計画



平成 30 年 3 月

はじめに



近年、わが国は、高齢化及び人口減少の時代に突入し、社会全体の構造が大きな転換期を迎えている中、空家の増加が大きな社会問題となっており、平成25年の住宅土地統計調査によれば全国の空家率が13.5パーセントと非常に高い割合となっています。

もちろん、空家がすべて問題となるわけではありませんが、管理不十分な空家、なかでも「特定空家」に該当する空家については、防犯、防災、衛生、景観等において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、何より地域の活力を失うことにつながります。

本市におきましては、平成27年5月の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の完全施行を契機として、平成25年の「紀の川市全域の空き家調査」のデータをもとに、「紀の川市空家等対策計画」を策定し、この計画に従い空家等に関する様々な施策を展開していきます。

なお、本計画の策定にあたり、紀の川市空家等対策協議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者各位に対して、心から感謝申し上げます。

紀の川市長 中村慎司

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の目的	1
4	空家等の定義	1

第2章 空家等の現状

1	全国の空家等の現状	2
2	和歌山県の空家等の現状	3
3	紀の川市の空家等の現状	4

第3章 計画の内容

1	空家等に関する基本的な指針	5
2	計画の期間	5
3	空家等の調査に関する事項	5
4	所有者による空家等の適切な管理の促進	6
5	空家及び除却した空家等に係る跡地の活用について	6
6	特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項	6
7	空家等に関する対策の実施体制に関する事項	7
8	関係団体との連携	8

資 料

紀の川市空家等対策協議会委員名簿	9
空家対策フロー図	10
紀の川市空家対策関係課	11

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

社会の核家族化や高齢化、社会ニーズの変化等に伴い、居住用として使用されていない「空家等」が年々増加し、倒壊、衛生上有害、景観の阻害等深刻な社会問題となっています。こうした状況を背景として、平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」）」が完全施行されました。

本市においては、この法を生かし市民の生命、身体及び財産を保護することにより、安全・安心に暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、活気のあるまちづくりを目的として、法に基づき、本計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、法第6条の規定に基づき、国の基本指針に即して、本市の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

3 計画の目的

本市における空家等対策の推進及び空家等の活用の促進を図ることにより、市民が安全・安心に暮らすことができる生活環境を確保するとともに、まちづくり活動の活性化に寄与することを目的とします。

適切な管理がなされていない空家等は、火災等の防災上の問題や、犯罪の温床となる恐れなど、防犯上の問題も懸念されます。

空家等の情報を基に、地域住民や関係機関との連携を図りながら、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

4 空家等の定義

本計画で対応する空家等は、法で定める「空家等」「特定空家等」の2種類とします。

『空家等』とは・・・

建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）ただし、国又は地方公共団体が所有し、または管理するものを除く。

『特定空家等』とは・・・

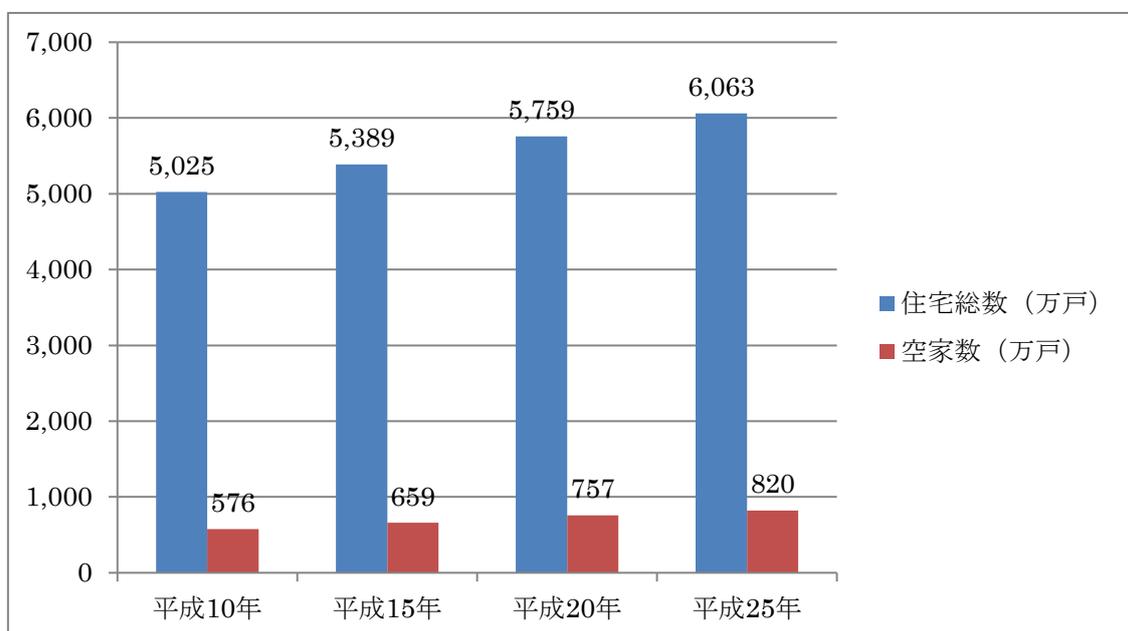
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。

第2章 空家等の現状

1 全国の空家等の現状

全国の空家等の推移を見ると、平成10年の576万戸から増加を続けており、平成25年では820万戸となっています。また、総住宅数に占める空家等の割合（空家率）も、平成10年の11.5%から上昇し続けており、平成25年では13.5%と過去最高となっています。

【 総住宅数、空家等数の推移（全国） 】

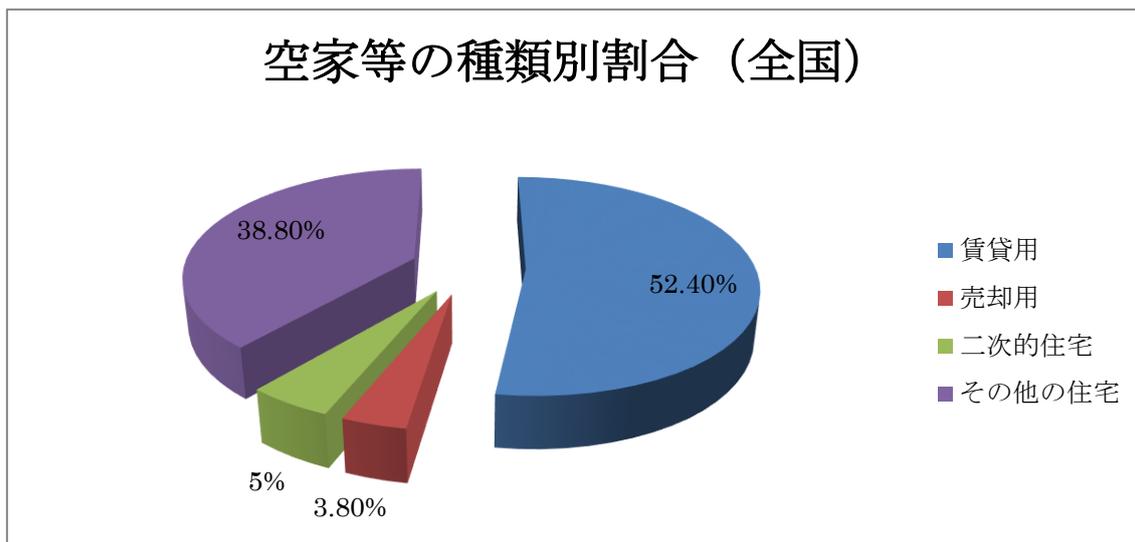


参考：住宅・土地統計調査

総務省統計局が5年ごとに調査しており、調査員が調査対象となった地区及び世帯をまわり調査票を配布し、回収した調査票の統計的な数字をもとに出しています。空家等の場合は、調査員が外観等から判断することにより、調査項目の一部について調査しています。

平成25年度の空家等820万戸の内訳は、「賃貸用の住宅」が空家等全体の52.4%を占め、別荘などの「二次的住宅」が5.0%、「売却用の住宅」が3.8%、世帯が長期にわたって不在であるなどの「その他の住宅」が38.8%となっています。

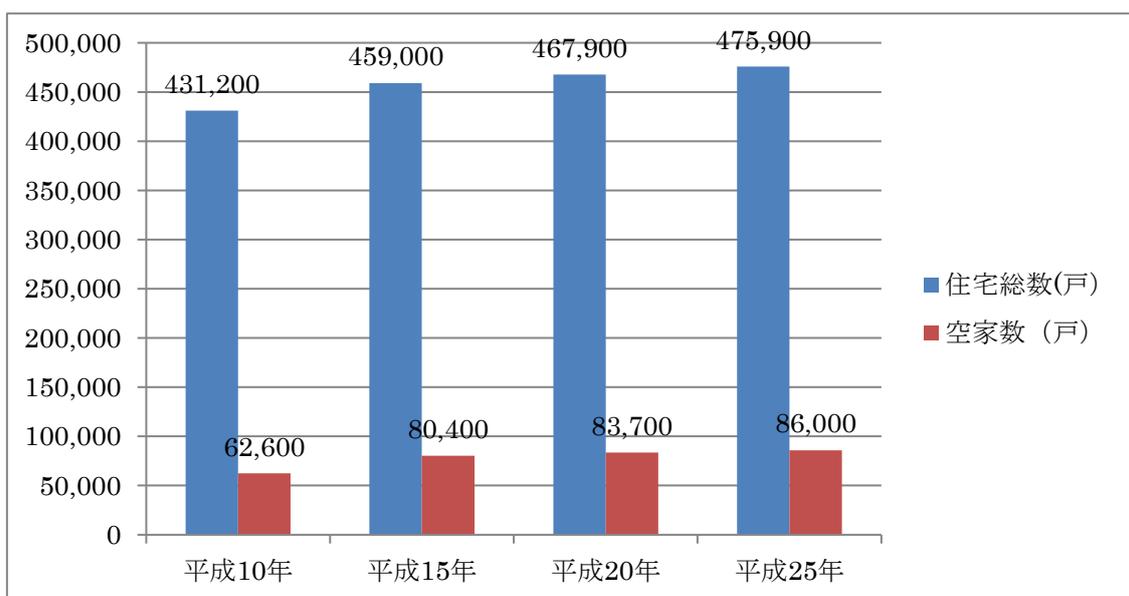
【平成25年度 空家等の種類別（全国）】



2 和歌山県の空家等の現状

本県の空家等の推移も増加を続けており、平成25年では86,000戸、総住宅数に占める空家等の割合（空家等率）は18.1%となっています。

【空家等数及び空家等率（和歌山県）】



3 紀の川市の空家等の現状

本市では、平成25年に市内全域の空家実態調査を実施しています。

調査の内容は、空家の定義を取り決め調査員が現地で目視により調査を行ないました。

結果は、住宅総数 26,050 戸、空家総数 998 戸、総住宅数に占める空家の割合（空家等）は 3.83%となっております。

【 空家等数及び空家等率（紀の川市） 】

地区名	住宅総数（戸）	空家数（戸）	空家比率（％）
那賀地区	3,103	175	5.64
粉河地区	5,512	252	4.57
打田地区	6,303	230	3.65
桃山地区	3,083	182	5.90
貴志川地区	8,049	159	2.00
市内全域	26,050	998	3.83

【 空家等の種別（紀の川市） 】

地区名	空家	管理不全空家	老朽危険空家	合計
那賀地区	109	62	4	175
粉河地区	172	67	13	252
打田地区	140	84	6	230
桃山地区	75	106	1	182
貴志川地区	112	42	5	159
合 計	608	361	29	998

※空家調査における空家の定義

空 家：人の居住の用に供する建築物で、現に人が居住せず、若しくは使用しないもの

管理不全空家：管理不全な状態である建物、その他の工作物が、老朽化若しくは台風等の自然災害により危険な状態、又は不特定者の侵入による火災・犯罪等が誘発される恐れがある状態のもの

老朽危険空家：空家で通常の状態では利用できないものをいい、撤去そのものを視野に入れないと解決にいたらないもの

第3章 計画の内容

1 空家等に関する基本的な方針

市内全域に空家等が見られ、様々な問題が発生していることから、本計画の対象地域は本市全域とし、管理不全で近隣に迷惑をかける空家の発生を防止するとともに、改善に向けた実効性のある対応を行ないます。

2 計画の期間

本市の空家等対策の実現には、個々の空家等への対策とともに、地域コミュニティの将来計画との整合など総合的に対応していく必要があるため、中長期的展望を盛り込むとともに、迅速に取組を進める観点から、計画期間を2017年（平成29年度）から2027年（平成39年度）までの10年間とします。

なお社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 空家等の調査に関する事項

(1) 特定空家等に対する措置を講ずるに際して必要な事項

①空家等の実態調査

地域住民からの相談、通報があった空家や市がパトロールなどで発見した空家のうち、特定空家等のおそれのある空家について必要に応じて調査を行ないます。

- ・ 外観調査 : 住居その他使用がなされていないことを確認。
- ・ 聞き取り調査 : 所有者や地域住民などに、1年以上建築物等の使用実績がない状態であることを確認します。
- ・ 行政資料等調査 : 水道の使用状況、住民票などにより確認します。

②特定空家等の所有者等を特定するための調査

特定空家等の所有者等を特定するため、以下の調査を行ないます。

- ・ 行政情報調査 : 登記簿、住民票及び戸籍謄本、固定資産税情報などにより確認します。

③特定空家等への立入調査

特定空家に該当する可能性があるか認められるのか、当該空家等に対して措置

する必要があるのかなどを確かめるために立入調査を必要な限度において行ないます。

調査を行うときは、その5日前までに、所有者等に対しその旨を通知しますが、所有者が判明しない場合はこの限りではありません。

また、立入調査時には、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときには提示します。

4 所有者による空家等の適切な管理の促進

空家等は、所有者等の財産であることから、所有者等は適正な管理に努める義務があります。

ただし、所有者等が死亡又は不明な場合もあることから、こうした場合には、法に基づき、市において調査を行ない、相続人など空家等の適正管理を行う義務者を特定し、的確な指導・助言を行うなど、空家等の適正管理を促します。

なお、所有者やその相続人など、空家を適切に管理する義務がある者が不在である場合には、法に基づく緊急応急措置や、法に基づく行政代執行を含めて所有者等に代わりに危険性を除去することを検討します。

5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用について

除却した空家等に係る跡地は、所有者等の財産であることはもちろん、地域においても活性化につながる有効な資産です。

所有者等に対し、有効活用や市場流通を促すことにより、地域社会の活性化及び都市機能の向上を図ります。

また、空家等の活用を本市への定住促進につなげるという視点からも空家等の問題に取り組みます（わかやま空き家バンクの活用）。

6 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

(1) 空家等のうち、特定空家等に該当するおそれがあるものについては、速やかな改善が求められることから、早期に助言又は指導を行うことが必要です。

このため、特定空家に該当するか否かの判断にかかわらず、市は、空家等の所有者等に対し、除却、修繕、立木等の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言又は指導を行い、早期に解決が図られるよう努めます。

(2) 空家等が特定空家等に該当した場合には、法に基づく措置を行うことにな

りますが、慎重に判断する必要がありますので、空家等対策協議会（以下「協議会」）において協議したうえで、措置等の手続きを行うこととします。

- (3) 空家等が特定空家等に該当するかを判断する基準は、『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）』に定める内容を基準とします。
- (4) 特定空家等に対する措置の状況等については、協議会に報告するものとします。
また、特定空家等に対し、行政代執行を行う場合には、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとします。
- (5) 特定空家等に対する措置のフロー図は、10ページの図のとおりです。
尚、法に基づく「勧告」を行なうことにより、固定資産税の住宅用地の特例が解除されます。

※参考 固定資産税の住宅用地の特例

住宅用地の区分	住宅用地区分の範囲	特例率	
		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	面積が200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は1戸当り200㎡までの部分）	1/6	1/3
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地	1/3	2/3

7 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

○主幹部局・・・空家等に関する対策に係る事務の主幹部局は、建設部都市計画課とします。

○紀の川市空家等対策協議会

協議会は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行なう。
（地域住民、法務、不動産、建築等に関する学識経験者等で構成）

8 関係団体との連携

○不動産関係団体との連携

不動産関係団体との連携・協力により空家等の市場への流通を促進することにより、特定空家の防止と空家の利活用を促進し、本市への定住の促進と地域の振興に資することを目的とします。

○警察との連携

適切に管理されていない空家等が犯罪の温床となったり、犯罪を誘発する危険性がある場合、防犯的な観点から警察と空家等に関する情報を共有し犯罪防止のため、相互に協力します。

○消防との連携

空家等に堆積した枯れ草にタバコの火が燃え移るなどの危険性が予想される場合、防災的な観点から消防に空家等に関する情報を共有するなど相互に協力します。

○自治会との連携

市は、自治会より寄せられた空家等に関する情報などに注意を払い、問題の早期解決に努めます。

○その他の関係団体との連携

市は、色々な関係団体に、市が実施する空家等対策事業に対する支援をいただき、相互に連携を図り問題解決に努めます。

資料編

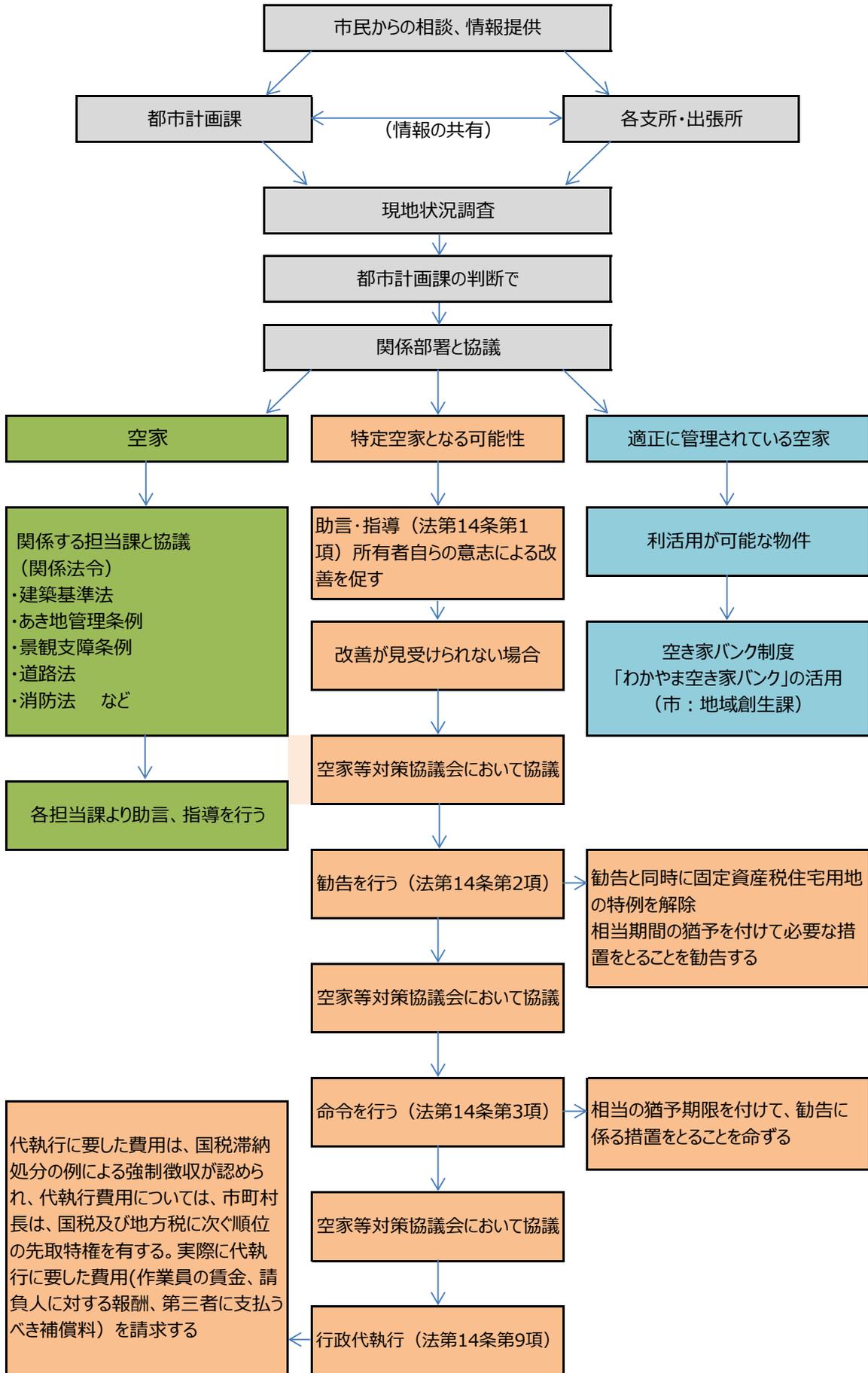
紀の川市空家等対策協議会委員名簿

◎会長○副会長

氏 名	所 属	備 考
中村愼司	紀の川市	市 長
○ 吉田 祈	和歌山県司法書士会	法 務
◎ 川口吉雄	和歌山県土地家屋調査士会	不 動 産
仲谷美幸	和歌山県建築士会	建 築
藤永 弘	紀の川市民生委員児童委員連絡協議会	市 民 団 体
松下 誠	ミチル空間プロジェクト	一 般 社 団 法 人
湯浅淳平	和歌山県 那賀振興局 建設部 総務調整課	和 歌 山 県
松窪 健	紀の川市	監 察 監

任期 平成29年 6月 1日～平成31年 5月31日

【空家対策フロー図】



関係各課の役割

担当課	関係する内容	活用するデータ、法律等
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・空家事業の統括 ・空家等対策計画の取りまとめ ・空家等対策計画作成(特措法第6条) ・データベース作成(特措法11条) ・相談体制の構築 ・協議会の設置(特措法第7条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法(第10条) ・空家等対策の推進に関する特措法
税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等の所有者把握に関する必要な情報提供(特措法第10条) ・固定資産税住宅用地の特例に関する措置(特措法15条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税課税台帳の情報提供
市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等の所有者把握に関する必要な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報(戸籍など)の提供等
生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・あき地の雑草等除去に関すること ・空家の衛生問題等に関すること ・解体工事に伴って生じる廃棄物の取り扱いに関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・あき地管理条例 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
危機管理消防課	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の予防に危険であると認める行為、消火、避難その他の消防活動に支障となること 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法
地域創生課	<ul style="list-style-type: none"> ・適正に管理されている空家の情報に関すること(特措法13条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・わかやま空き家バンク要綱
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全の確保に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・保護者からの情報提供
道路河川課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の管理に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法
水道総務課	<ul style="list-style-type: none"> 水道使用状況等の情報提供 	

空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成二十六年十一月二十七日法律第百二十七号)

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - 二 計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- （協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく

て第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 1 1 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 1 2 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 1 3 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 1 4 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 1 5 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。